

【往路】ボランティア活動用

ご自宅→ボランティア活動に行く場合にご利用できます。
※下表に必要事項を記載のうえ、高速道路をご利用ください。

災害派遣等従事車両

ボランティア車両証明書（令和2年7月豪雨災害）

目的地	熊本県 人吉市災害ボランティアセンター又は人吉市、球磨村			
ボランティア活動予定期間	※ボランティアセンターで活動する予定期間を記載して下さい。 令和 2 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()			
高速道路ご利用年月日	※高速道路の出口を通過する日付を記載して下さい。（活動予定日の前々日又は前日、当日のみ有効） 令和 2 年 月 日 ()			
利用する道路名及びIC名	入口IC	九州自動車道・九州中央自動車道・南九州自動車道 熊本県道路公社(松島有料道路)	出口IC	九州自動車道 南九州自動車道
	道路名		みやま柳川・南関・菊水・植木・ 熊本・益城熊本空港・御船・松橋・ 八代・人吉・えびの・益城本線・ 八代南・日奈久本線・合津	IC名
車両登録番号	※ご利用される車両の車両登録番号を記載して下さい。			
	陸運支局 (例：大阪)	分類番号 (例：300)	ひらがな (例：あ)	一連番号 (例：12-34)
乗車する責任者の氏名・連絡先	※乗車する責任者の所属・氏名・連絡先を記載して下さい。 (フリガナ)			
	氏名			
	住所			
法人名・連絡先	※法人でご利用される場合は会社名をお書き下さい。			
	会社名			
	住所			
注意事項	連絡先 ()			
	・本証明書は、災害ボランティアに従事する方のみがご利用できます。 ・本証明書をご利用される際には、本人確認のため公的証明書（運転免許証等）の提示が必要となります。 ・入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーンで本証明書と通行券を係員にお渡しください。ETCはご利用できません。 ・通常、スマートインターチェンジはETC車のみ利用できますが、本証明書を利用するボランティア車両にあっては、人吉球磨スマートインターチェンジに限りご利用いただけます。出口で人吉球磨スマートインターチェンジをご利用される場合は、入口で通行券をお取りいただき、人吉球磨スマートインターチェンジで通行券と本証明書を係員にお渡しください。入口、出口共にETCはご利用いただけませんので車載器からカードを抜いてご通行ください。 ・本証明書に記載の入口IC、出口IC以外のご利用はできません。ただし、入口ICと出口ICの間に複数の料金所をご利用する場合は、本証明書を係員にお渡しください。（高速道路を降りることなく走行する場合に限り。やむを得ず途中での出入りを必要とする場合は料金所係員にお申し出願います。） ・復路ご利用の際は、ボランティア終了後に災害ボランティアセンターで活動確認印が必要となります。 ・不正に料金を免れた場合には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第26条に基づき、免れた通行料金と割増金（免れた額の2倍に相当する額）を徴収します。 ・不正通行には罰則があります。道路整備特別措置法第59条に基づき、当社が定めた通行方法に違反して道路を通行した車両の運転者は、30万円以下の罰金が科されます。 ・日奈久本線、八代南ICをご利用される場合は八代ジャンクションがハーフジャンクションのため直通でご走行いただけません。そのため、八代ICで一度流出いただき、再度八代ICから乗り直してご走行ください。 ・往路で熊本県道路公社（松島有料道路）と途中一般道を経由して九州自動車道等をご利用になる場合は、松島有料道路料金所で本証明書をご提示いただき、ご本人様確認を受けてください。松島有料道路料金所での確認後、証明書を返却させていただきます。なお、松島有料道路料金所では通行券の発行はありません。次の入口でお受け取りください。			

【道路会社使用欄】

【復路】ボランティア活動用

ボランティア活動後ご自宅までの帰宅の際にご利用できます。

※下表に必要事項を記載のうえ、ボランティアセンターにて右下ボランティア活動確認欄に確認印を受け、高速道路をご利用ください。（ボランティア活動確認欄に確認印がない場合、本証明書は無効となります）

ボランティア車両証明書（令和2年7月豪雨災害）				災害派遣等従事車両
ボランティア活動場所	熊本県 人吉市災害ボランティアセンター又は人吉市、球磨村			
高速道路ご利用年月日	※高速道路の出口を通過する日付を記載して下さい。（活動確認日の翌々日まで有効） 令和 2 年 月 日 （ ）			
利用する道路名及びIC名	入口IC	九州自動車道 南九州自動車道		出口IC
	IC名	人吉球磨スマートIC 日奈久本線IC		九州自動車道・九州中央自動車道・南九州自動車道 熊本県道路公社（松島有料道路） みやま柳川・南関・菊水・植木・ 熊本・益城熊本空港・御船・松橋・ 八代・人吉・えびの・益城本線・ 八代南・日奈久本線・合津
車両登録番号	※ご利用される車両の車両登録番号を記載して下さい。			
	陸運支局 (例：大阪)	分類番号 (例：300)	ひらがな (例：あ)	一連番号 (例：12-34)
乗車する責任者の氏名・連絡先	※乗車する責任者の所属・氏名・連絡先を記載して下さい。			
	(フリガナ)			
	氏名			
	住所			
	連絡先	()		
法人名・連絡先	※法人でご利用される場合は会社名をお書き下さい。			
	会社名			
	住所			
	連絡先	()		
注意事項	<p>・本証明書は、災害ボランティアに従事する方のみがご利用できます。</p> <p>・本証明書をご利用される際には、本人確認のため公的証明書（運転免許証等）の提示が必要となります。</p> <p>・入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーンで本証明書と通行券を係員にお渡しください。ETCはご利用できません。</p> <p>・通常、スマートインターチェンジはETC車のみ利用できますが、本証明書を利用するボランティア車両にあっては、人吉球磨スマートインターチェンジに限りご利用いただけます。入口で人吉球磨スマートインターチェンジをご利用される場合は、車載器からETCカードを抜いて進入し、係員へボランティア車両である旨お伝えいただき、通行券をお受け取りのうえ、出口料金所で通行券と本証明書を係員にお渡しください。</p> <p>・本証明書に記載の入口IC、出口IC以外のご利用は出来ません。ただし、入口ICと出口ICの間に複数の料金所をご利用する場合は、本証明書を係員にお渡しください。（高速道路を降りることなく走行する場合に限りです。やむを得ず途中での出入りを必要とする場合は料金所係員にお申し出願います。）</p> <p>・ボランティア終了後に災害ボランティアセンターで活動確認印が必要となります。活動確認印が無いものについては、無料措置を適用することが出来ません。</p> <p>・不正に料金を免れた場合には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条に基づき、免れた通行料金と割増金（免れた額の2倍に相当する額）を徴収します。</p> <p>・不正通行には罰則があります。道路整備特別措置法第59条に基づき、当社が定めた通行方法に違反して道路を通行した車両の運転者は、30万円以下の罰金が科されます。</p> <p>・日奈久本線、八代南ICをご利用される場合は八代ジャンクションがハーフジャンクションのため直通でご走行いただけません。そのため、八代ICで一度流出いただき、再度八代ICから乗り直してご走行ください。</p> <p>・復路で九州自動車道等と途中一般道を経由して熊本県道路公社（松島有料道路）をご利用になる場合は、松島有料道路料金所の一つ前の出口ICで松島有料道路を利用する旨を申し出てください。当該出口でご本人様確認後、証明書を返却させていただきます。その後、松島有料道路料金所で本証明書を係員へお渡しください。</p>			
【道路会社使用欄】				ボランティア活動確認欄 ※ボランティア活動最終日に押印
管理番号：2020081702045				確認日：令和2年 月 日

有効期限：活動確認日の翌々日まで